

令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に所在する危険空家の除却に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、もって町内の景観の保全及び町民の安全安心の確保に資するため、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年小国町規則第10号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 小国町空家等の適正管理に関する条例（令和8年小国町条例第1号、以下「条例」という）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 危険空家 補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ今後も居住の用に供される見込みの無い住宅で、次に掲げるすべて要件を満たすものをいう。
ア 条例第2条第2号に該当する特定空家等であること。
イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は損傷の程度の評点の合計が100点以上であること。
- (3) 所有者 条例第2条第5号に該当する管理すべき者をいう。

(補助対象とする危険空家)

第3条 補助金の交付対象となる危険空家は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 町内に所在する危険空家であること。車庫や小屋、物置は対象外とする。
- (2) 物権又は賃借権が設定されていないものであること。ただし、当該権利の権利者が、当該空家の除却について同意しているときは、この限りではない。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 危険空家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該空家の除却についての同意を得られているものであること。
- (5) 売買又は賃貸する目的で所有・管理をしている物件以外の危険空家であること。
- (6) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けて除却を行っていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険空家の登記事項証明書（未登記の建物にあっては、固定資産税家屋台帳）に所

有者として記載されている者（法人及び団体を除く。）

- (2) 所有者又は相続権利者から危険空家の除却について委任を受けた者
- (3) 前2号のほか、その他町長が特に認める者

2 前項の規定に関わらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助対象者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (4) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、原則として敷地内の危険空家すべてを除却する工事かつ次の各号すべてに該当するものとする。ただし、危険空家の一部又はこれに附属する門及び塀等を残置することが安全上やむを得ない場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象者が発注する危険空家の解体、撤去、運搬及び処分に係る工事であること。
- (2) 新築又は改築等建替えに伴う解体でないこと。
- (3) 山形県知事による解体工事業者登録を受けたもの又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者が行う工事であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事のうち、危険空家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は除くものとする。

- (1) 立木伐採処分費
- (2) 家具及び家電品運搬処分費
- (3) 土砂搬入、砂利敷き等による敷地整備費
- (4) 解体工事により通常生ずる損失の補償費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てた額）又は50万円のいずれか低い額とする。

（事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金事前協議書（様式第1号）を町長に提出し、事前協議を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、現地調査等を行い、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金事前協議回答書（様式第2号）により、その協議結果を申請者に回答するものとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 前条の規定による事前協議において、危険空家に該当すると回答のあった申請者は、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 危険空家の位置図及び工事着手前の現況写真
- (2) 危険空家の解体事業に要する経費の見積書の写し（補助対象工事とそれ以外の工事を分離したもの）
- (3) 相続人が申請する場合は、相続関係を証明する書類
- (4) 対象空家等の所有者又は相続権利者以外の者が申請する場合は、当該所有者又は相続権利者の委任状（様式第4号）
- (5) 危険空家の所有者が複数人で共有されている場合は、所有者全員から当該空家の除却工事を行うことの同意書（様式第5号）
- (6) 対象空家等の所有者と当該空家が所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者から除却工事を行うことの同意書（様式第6号）
- (7) 登記事項証明書等の危険空家の所有者が確認できる書類
- (8) 個人情報の取得に関する承諾書（様式第7号）
- (9) 令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金跡地管理人届出書（様式第8号）
- (10) 小国町危険空家除却支援事業補助金入金口座確認書（様式第9号）
- (11) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付の決定）

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上補助の可否を決定し、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

3 町長は、前項の交付決定を受けた者が、提出書類の記載事項に虚偽があると認められたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（交付申請の変更又は中止）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が、補助対象工事の内容を変更又は補助対象工事を中止しようとするときは、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第11号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出のあった申請書の内容を審査し、これを承認したときは、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助対象事業の内容の変更を承認したときは、前条第2項の規定により付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金実績報告書（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要した経費を証する領収書の写し
- (2) 補助対象工事の工事状況写真及び工事完了後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、工事完了の日から60日以内または交付申請のあった年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第13条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金交付額確定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に交付するものとする。

（補助金返還）

第15条 町長は、申請者が虚偽又は不正の申請を行ったと認められたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（指導監督等）

第16条 町長は、事業の円滑な遂行を図るため、必要があるときは、申請者に対し指示をし、又は補助対象工事の内容について調査することができる。

（解体事業後の土地の適正管理）

第17条 申請者は、危険空家の解体事業後の土地について、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないようにするなど衛生上及び防犯上の十分な配慮のもと適正な管理をしなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。